

実施方針　修正対照表（令和7年3月21日公表版からの修正箇所）

修 正 前	修 正 後	備考欄
<p>表紙</p> <p>相模原浄水場排水処理施設整備事業</p> <p>実施方針（案）</p> <p>令和7年3月</p> <p>神奈川県内広域水道企業団</p> <p>（略）</p>	<p>表紙</p> <p>相模原浄水場排水処理施設整備事業</p> <p>実施方針（案）</p> <p>令和7年3月 <u>（令和7年7月修正）</u></p> <p>神奈川県内広域水道企業団</p> <p>（略）</p>	<p>(追記)</p>

修 正 前	修 正 後	備考欄																								
<p>○ 用語の定義</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>用語</th><th>定義</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>...</td><td>...</td></tr> <tr> <td>修繕</td><td>消耗品、部分的に劣化した部位・部材又は機器等の性能及び機能を実用上支障のない状態まで回復させることをいう。</td></tr> <tr> <td>...</td><td>...</td></tr> <tr> <td>撤去対象施設</td><td>既設施設のうち本事業期間中に、事業者が撤去する施設をいう。</td></tr> <tr> <td>...</td><td>...</td></tr> </tbody> </table>	用語	定義	修繕	消耗品、部分的に劣化した部位・部材又は機器等の性能及び機能を実用上支障のない状態まで回復させることをいう。	撤去対象施設	既設施設のうち本事業期間中に、事業者が撤去する施設をいう。	<p>○ 用語の定義</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>用語</th><th>定義</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>...</td><td>...</td></tr> <tr> <td>修繕</td><td><u>消耗品等を交換し</u>、部分的に劣化した部位・部材又は機器等の性能及び機能を実用上支障のない状態まで回復させることをいう。</td></tr> <tr> <td>...</td><td>...</td></tr> <tr> <td>撤去対象施設</td><td>既設施設のうち<u>本設計・工事期間中</u>に、事業者が撤去する施設をいう。</td></tr> <tr> <td>...</td><td>...</td></tr> </tbody> </table>	用語	定義	修繕	<u>消耗品等を交換し</u> 、部分的に劣化した部位・部材又は機器等の性能及び機能を実用上支障のない状態まで回復させることをいう。	撤去対象施設	既設施設のうち <u>本設計・工事期間中</u> に、事業者が撤去する施設をいう。	(変更)
用語	定義																									
...	...																									
修繕	消耗品、部分的に劣化した部位・部材又は機器等の性能及び機能を実用上支障のない状態まで回復させることをいう。																									
...	...																									
撤去対象施設	既設施設のうち本事業期間中に、事業者が撤去する施設をいう。																									
...	...																									
用語	定義																									
...	...																									
修繕	<u>消耗品等を交換し</u> 、部分的に劣化した部位・部材又は機器等の性能及び機能を実用上支障のない状態まで回復させることをいう。																									
...	...																									
撤去対象施設	既設施設のうち <u>本設計・工事期間中</u> に、事業者が撤去する施設をいう。																									
...	...																									
<p>第1 本事業の概要</p> <p>1 事業の目的</p> <p>相模原浄水場は昭和49年から給水を開始した浄水場であり、酒匂川及び相模川から取水された水が相模原ポンプ場を経由して送られ、ここで処理された浄水は神奈川県営水道及び横浜市営水道に給水している。</p> <p>相模原浄水場の排水処理施設は、平成17年度に竣工した施設であるが、脱水機が2系列であることから設備稼働率が高く、リスク管理の観点から3系列目の脱水機の早期増設が望まれる。</p> <p>そこで本事業では、事業者の創意工夫が最大限に發揮され、より効率的に整備がされることを期待して、排水処理施設の維持管理業務も含めたD B O方式により経年化した脱水機設備を含む排水処理施設の増強と更新を実施するものである。</p>	<p>第1 本事業の概要</p> <p>1 事業の目的</p> <p>相模原浄水場は昭和49年から<u>供給</u>を開始した浄水場であり、酒匂川及び相模川から取水された水が相模原ポンプ場を経由して送られ、ここで処理された浄水は神奈川県営水道及び横浜市営水道に<u>供給</u>している。</p> <p>相模原浄水場の排水処理施設は、平成17年度に竣工した施設であるが、脱水機が2系列であることから設備稼働率が高く、リスク管理の観点から3系列目の脱水機の早期増設が望まれる。</p> <p>そこで本事業では、事業者の創意工夫が最大限に發揮され、より効率的に整備がされることを期待して、排水処理施設の維持管理業務も含めたD B O方式により経年化した脱水機設備を含む排水処理施設の増強と更新を実施するものである。</p>	(変更) (変更) (変更)																								

修 正 前	修 正 後	備考欄																																																		
<p>2 事業内容に関する事項</p> <p>(4) 事業形態</p> <p>エ 本事業のスケジュール（予定）</p> <table> <tr> <td>・基本契約の締結</td> <td>令和8年9月頃</td> <td>・基本契約の締結</td> <td>令和8年 <u>10</u> 頃</td> <td>(変更)</td> </tr> <tr> <td>・建設工事請負契約の締結</td> <td>令和8年9月頃</td> <td>・建設工事請負契約の締結</td> <td>令和8年 <u>11</u> 月頃</td> <td>(変更)</td> </tr> <tr> <td>・運転維持管理業務委託契約の締結</td> <td>令和8年9月頃</td> <td>・運転維持管理業務委託契約の締結</td> <td>令和8年 <u>11</u> 月頃</td> <td>(変更)</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">(略)</p> <table> <tr> <td>・設計・工事期間</td> <td>令和8年9月～令和18年度 ※契約日から令和19年3月31日まで</td> <td>・設計・工事期間</td> <td>令和8年 <u>11</u> 月～令和18年度 ※契約日から令和19年3月31日まで</td> <td>(変更)</td> </tr> <tr> <td>・引継ぎ期間（運転維持管理）</td> <td>令和8年9月～令和9年3月31日</td> <td>・引継ぎ期間（運転維持管理）</td> <td>令和8年 <u>11</u> 月～令和9年3月31日</td> <td>(変更)</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>3 対象施設</p> <p>(1) 対象施設の概要</p> <p>ア 相模原浄水場の基本諸元</p> <p>設計及び建設工事の対象施設は相模原浄水場排水処理施設であり、基本諸元を表1-1に示す。</p>	・基本契約の締結	令和8年9月頃	・基本契約の締結	令和8年 <u>10</u> 頃	(変更)	・建設工事請負契約の締結	令和8年9月頃	・建設工事請負契約の締結	令和8年 <u>11</u> 月頃	(変更)	・運転維持管理業務委託契約の締結	令和8年9月頃	・運転維持管理業務委託契約の締結	令和8年 <u>11</u> 月頃	(変更)	・設計・工事期間	令和8年9月～令和18年度 ※契約日から令和19年3月31日まで	・設計・工事期間	令和8年 <u>11</u> 月～令和18年度 ※契約日から令和19年3月31日まで	(変更)	・引継ぎ期間（運転維持管理）	令和8年9月～令和9年3月31日	・引継ぎ期間（運転維持管理）	令和8年 <u>11</u> 月～令和9年3月31日	(変更)	<p>2 事業内容に関する事項</p> <p>(4) 事業形態</p> <p>エ 本事業のスケジュール（予定）</p> <table> <tr> <td>・基本契約の締結</td> <td>令和8年9月頃</td> <td>・基本契約の締結</td> <td>令和8年 <u>10</u> 頃</td> <td>(変更)</td> </tr> <tr> <td>・建設工事請負契約の締結</td> <td>令和8年9月頃</td> <td>・建設工事請負契約の締結</td> <td>令和8年 <u>11</u> 月頃</td> <td>(変更)</td> </tr> <tr> <td>・運転維持管理業務委託契約の締結</td> <td>令和8年9月頃</td> <td>・運転維持管理業務委託契約の締結</td> <td>令和8年 <u>11</u> 月頃</td> <td>(変更)</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">(略)</p> <table> <tr> <td>・設計・工事期間</td> <td>令和8年9月～令和18年度 ※契約日から令和19年3月31日まで</td> <td>・設計・工事期間</td> <td>令和8年 <u>11</u> 月～令和18年度 ※契約日から令和19年3月31日まで</td> <td>(変更)</td> </tr> <tr> <td>・引継ぎ期間（運転維持管理）</td> <td>令和8年9月～令和9年3月31日</td> <td>・引継ぎ期間（運転維持管理）</td> <td>令和8年 <u>11</u> 月～令和9年3月31日</td> <td>(変更)</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>3 対象施設</p> <p>(1) 対象施設の概要</p> <p>ア 相模原浄水場<u>排水処理施設</u>の基本諸元</p> <p>設計及び建設工事の対象施設は相模原浄水場排水処理施設であり、基本諸元を表1-1に示す。</p>	・基本契約の締結	令和8年9月頃	・基本契約の締結	令和8年 <u>10</u> 頃	(変更)	・建設工事請負契約の締結	令和8年9月頃	・建設工事請負契約の締結	令和8年 <u>11</u> 月頃	(変更)	・運転維持管理業務委託契約の締結	令和8年9月頃	・運転維持管理業務委託契約の締結	令和8年 <u>11</u> 月頃	(変更)	・設計・工事期間	令和8年9月～令和18年度 ※契約日から令和19年3月31日まで	・設計・工事期間	令和8年 <u>11</u> 月～令和18年度 ※契約日から令和19年3月31日まで	(変更)	・引継ぎ期間（運転維持管理）	令和8年9月～令和9年3月31日	・引継ぎ期間（運転維持管理）	令和8年 <u>11</u> 月～令和9年3月31日	(変更)	(追記)
・基本契約の締結	令和8年9月頃	・基本契約の締結	令和8年 <u>10</u> 頃	(変更)																																																
・建設工事請負契約の締結	令和8年9月頃	・建設工事請負契約の締結	令和8年 <u>11</u> 月頃	(変更)																																																
・運転維持管理業務委託契約の締結	令和8年9月頃	・運転維持管理業務委託契約の締結	令和8年 <u>11</u> 月頃	(変更)																																																
・設計・工事期間	令和8年9月～令和18年度 ※契約日から令和19年3月31日まで	・設計・工事期間	令和8年 <u>11</u> 月～令和18年度 ※契約日から令和19年3月31日まで	(変更)																																																
・引継ぎ期間（運転維持管理）	令和8年9月～令和9年3月31日	・引継ぎ期間（運転維持管理）	令和8年 <u>11</u> 月～令和9年3月31日	(変更)																																																
・基本契約の締結	令和8年9月頃	・基本契約の締結	令和8年 <u>10</u> 頃	(変更)																																																
・建設工事請負契約の締結	令和8年9月頃	・建設工事請負契約の締結	令和8年 <u>11</u> 月頃	(変更)																																																
・運転維持管理業務委託契約の締結	令和8年9月頃	・運転維持管理業務委託契約の締結	令和8年 <u>11</u> 月頃	(変更)																																																
・設計・工事期間	令和8年9月～令和18年度 ※契約日から令和19年3月31日まで	・設計・工事期間	令和8年 <u>11</u> 月～令和18年度 ※契約日から令和19年3月31日まで	(変更)																																																
・引継ぎ期間（運転維持管理）	令和8年9月～令和9年3月31日	・引継ぎ期間（運転維持管理）	令和8年 <u>11</u> 月～令和9年3月31日	(変更)																																																

修 正 前	修 正 後	備考欄																				
表 1-1 基本諸元																						
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>内 容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>施設名称</td><td>排水処理施設</td></tr> <tr> <td>施設能力（浄水処理）</td><td>(現況) 527,600 m³/日</td></tr> <tr> <td>浄水処理方式</td><td>凝集沈殿+急速ろ過</td></tr> <tr> <td>機械脱水方式</td><td>(既 設) 短時間型加圧脱水機 (更新後) 機械脱水方式</td></tr> </tbody> </table>	項目	内 容	施設名称	排水処理施設	施設能力（浄水処理）	(現況) 527,600 m ³ /日	浄水処理方式	凝集沈殿+急速ろ過	機械脱水方式	(既 設) 短時間型加圧脱水機 (更新後) 機械脱水方式	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>内 容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>施設名称</td><td>排水処理施設</td></tr> <tr> <td>施設能力（浄水処理）</td><td>(現況) 527,600 m³/日</td></tr> <tr> <td><u>処理汚泥等</u></td><td><u>浄水処理汚泥 (浄水処理方式：凝集沈殿+急速ろ過)</u></td></tr> <tr> <td>機械脱水方式</td><td>(既 設) 短時間型加圧脱水機 (更新後) 機械脱水方式</td></tr> </tbody> </table>	項目	内 容	施設名称	排水処理施設	施設能力（浄水処理）	(現況) 527,600 m ³ /日	<u>処理汚泥等</u>	<u>浄水処理汚泥 (浄水処理方式：凝集沈殿+急速ろ過)</u>	機械脱水方式	(既 設) 短時間型加圧脱水機 (更新後) 機械脱水方式	(変更)
項目	内 容																					
施設名称	排水処理施設																					
施設能力（浄水処理）	(現況) 527,600 m ³ /日																					
浄水処理方式	凝集沈殿+急速ろ過																					
機械脱水方式	(既 設) 短時間型加圧脱水機 (更新後) 機械脱水方式																					
項目	内 容																					
施設名称	排水処理施設																					
施設能力（浄水処理）	(現況) 527,600 m ³ /日																					
<u>処理汚泥等</u>	<u>浄水処理汚泥 (浄水処理方式：凝集沈殿+急速ろ過)</u>																					
機械脱水方式	(既 設) 短時間型加圧脱水機 (更新後) 機械脱水方式																					
<p>ウ 工事区域及び運転維持管理区域</p> <p>相模原浄水場内の工事区域及び運転維持管理区域は、別紙 1 及び別紙 2 に示す事業範囲図のとおりとする。運転維持管理区域は、事業範囲のうち、後日公表する要求水準書に示す運転維持管理業務を履行するために必要な部分とする。</p> <p>エ 立地条件</p> <p>相模原浄水場の立地条件（令和 7 年 3 月時点）は表 1-3 に示すとおりである。</p>	<p>ウ 工事区域及び運転維持管理区域</p> <p>相模原浄水場<u>排水処理施設</u>内の工事区域及び運転維持管理区域は、別紙 1 及び別紙 2 に示す事業範囲図のとおりとする。運転維持管理区域は、事業範囲のうち、後日公表する要求水準書に示す運転維持管理業務を履行するために必要な部分とする。</p> <p>エ 立地条件</p> <p>相模原浄水場<u>排水処理施設</u>の立地条件（令和 7 年 3 月時点）は表 1-3 に示すとおりである。</p>	(追記) (追記)																				

修 正 前				修 正 後				備考欄	
表 1-3 相模原浄水場立地条件				表 1-3 相模原浄水場排水処理施設立地条件				(追記) (変更)	
項目	内 容			項目	内 容				
...				
接道種別	北側 第42条1項1号	南側 第42条1項1号	東側 第42条1項1号	西側 第42条1項1号	接道種別	北側 二 一部 第42条1項1号	南側 二	東側 二	
容積率	100%			容積率	80%				
...				
日影規制	対象	軒の高さが7mを超える建築物または、地階を除く階数が3以上の建築物			対象	軒の高さが7mを超える建築物または、地階を除く階数が3以上の建築物			
	平均地盤面からの高さ	1.5m			平均地盤面からの高さ	1.5m			
	日影規制時間	5m<敷地境界線からの水平距離≤10m		3時間	日影規制時間	5m<敷地境界線からの水平距離≤10m		3時間	
...				
景観条例	届出対象	高さ12m超、延べ面積が1,000m ² 以上の建築行為等			届出対象	高さ12m超、延べ面積が1,000m ² 以上の建築行為等			
	ゾーン区分	川とまちの地域			ゾーン区分	まちの地域			
首都圏近郊緑地保全区域	一部該当			首都圏近郊緑地保全区域	該当				
...				
埋蔵文化財包蔵地（遺跡）	非該当			埋蔵文化財包蔵地（遺跡）	二部該当				
パリアフリー条例	整備対象施設に該当（基準適合への努力義務） →工場及び事務所の用途が1000m ² 以上の場合、事前協議が必要			パリアフリー条例	整備対象施設に該当（基準適合への努力義務） →工場及び事務所の用途が1000m ² 以上の場合、事前協議が必要				
中高層建築物	高さが12m以上又は階数が4以上の建築物の場合該当			中高層建築物	高さが12メートル以上又は地階を除く階数が4以上の建築物で、当該建築物により冬至日の真太陽時による午前8時から午後4時までの間において平均地盤面に日影が生ずる範囲内で、かつ、当該建築物の敷地の境界線からの水平距離がその高さの2倍以内の範囲に第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、準工業地域又は用途地域の指定のない区域（都市計画法第7条第1項に規定する市街化区域及び市街化調整区域内の区域内に存するものを除く。）がある場合の当該建築物。				

修 正 前			修 正 後			備考欄																																																																																																																								
(2) 整備対象施設及び主な整備内容 (略)			(2) 整備対象施設及び主な整備内容 (略)																																																																																																																											
表 1-4 整備対象施設及び整備内容			表 1-4 整備対象施設及び整備内容																																																																																																																											
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #cccccc;"></th> <th style="background-color: #cccccc;"></th> <th style="background-color: #cccccc;">主な整備内容</th> <th style="background-color: #cccccc;"></th> <th style="background-color: #cccccc;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: top;">…</td><td style="text-align: center; vertical-align: top;">…</td><td style="text-align: center; vertical-align: top;">…</td><td style="text-align: center; vertical-align: top;">…</td><td style="text-align: center; vertical-align: top;">…</td></tr> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: top;">既設排水処理棟</td><td style="text-align: center; vertical-align: top;">既設排水処理棟</td><td style="text-align: left; vertical-align: top;"> <ul style="list-style-type: none"> ・開口部新設・補強、建築付帯設備の撤去、新設 </td><td style="text-align: center; vertical-align: top;">※2</td><td style="text-align: center; vertical-align: top;">…</td></tr> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: top;">既設排水処理棟</td><td style="text-align: center; vertical-align: top;">脱水機設備</td><td style="text-align: left; vertical-align: top;"> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の新設・撤去 </td><td style="text-align: center; vertical-align: top;">※3</td><td style="text-align: center; vertical-align: top;">…</td></tr> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: top;">既設排水処理棟</td><td style="text-align: center; vertical-align: top;">補器類、配管等</td><td style="text-align: left; vertical-align: top;"> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の新設・撤去 </td><td style="text-align: center; vertical-align: top;">…</td><td style="text-align: center; vertical-align: top;">…</td></tr> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: top;">既設排水処理棟</td><td style="text-align: center; vertical-align: top;">電気設備</td><td style="text-align: left; vertical-align: top;"> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の撤去、新設 </td><td style="text-align: center; vertical-align: top;">…</td><td style="text-align: center; vertical-align: top;">…</td></tr> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: top;">新設排水処理棟</td><td style="text-align: center; vertical-align: top;">新設排水処理棟</td><td style="text-align: left; vertical-align: top;"> <ul style="list-style-type: none"> ・建築物・建築付帯設備新設 </td><td style="text-align: center; vertical-align: top;">…</td><td style="text-align: center; vertical-align: top;">…</td></tr> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: top;">新設排水処理棟</td><td style="text-align: center; vertical-align: top;">脱水機設備</td><td style="text-align: left; vertical-align: top;"> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の新設 </td><td style="text-align: center; vertical-align: top;">※3</td><td style="text-align: center; vertical-align: top;">…</td></tr> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: top;">新設排水処理棟</td><td style="text-align: center; vertical-align: top;">補器類、配管等</td><td style="text-align: left; vertical-align: top;"> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の新設 </td><td style="text-align: center; vertical-align: top;">…</td><td style="text-align: center; vertical-align: top;">…</td></tr> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: top;">新設排水処理棟</td><td style="text-align: center; vertical-align: top;">電気設備</td><td style="text-align: left; vertical-align: top;"> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の新設 </td><td style="text-align: center; vertical-align: top;">…</td><td style="text-align: center; vertical-align: top;">…</td></tr> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: top;">新設排水処理棟</td><td style="text-align: center; vertical-align: top;">監視制御設備</td><td style="text-align: left; vertical-align: top;"> <ul style="list-style-type: none"> ・設備（監視制御、ITV 設備）の新設 </td><td style="text-align: center; vertical-align: top;">※5</td><td style="text-align: center; vertical-align: top;">…</td></tr> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: top;">…</td><td style="text-align: center; vertical-align: top;">…</td><td style="text-align: left; vertical-align: top;"> <ul style="list-style-type: none"> … </td><td style="text-align: center; vertical-align: top;">…</td><td style="text-align: center; vertical-align: top;">…</td></tr> </tbody> </table>					主な整備内容		備考	…	…	…	…	…	既設排水処理棟	既設排水処理棟	<ul style="list-style-type: none"> ・開口部新設・補強、建築付帯設備の撤去、新設 	※2	…	既設排水処理棟	脱水機設備	<ul style="list-style-type: none"> ・設備の新設・撤去 	※3	…	既設排水処理棟	補器類、配管等	<ul style="list-style-type: none"> ・設備の新設・撤去 	…	…	既設排水処理棟	電気設備	<ul style="list-style-type: none"> ・設備の撤去、新設 	…	…	新設排水処理棟	新設排水処理棟	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物・建築付帯設備新設 	…	…	新設排水処理棟	脱水機設備	<ul style="list-style-type: none"> ・設備の新設 	※3	…	新設排水処理棟	補器類、配管等	<ul style="list-style-type: none"> ・設備の新設 	…	…	新設排水処理棟	電気設備	<ul style="list-style-type: none"> ・設備の新設 	…	…	新設排水処理棟	監視制御設備	<ul style="list-style-type: none"> ・設備（監視制御、ITV 設備）の新設 	※5	…	…	…	<ul style="list-style-type: none"> … 	…	…	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #cccccc;"></th> <th style="background-color: #cccccc;"></th> <th style="background-color: #cccccc;">主な整備内容</th> <th style="background-color: #cccccc;"></th> <th style="background-color: #cccccc;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: top;">…</td><td style="text-align: center; vertical-align: top;">…</td><td style="text-align: center; vertical-align: top;">…</td><td style="text-align: center; vertical-align: top;">…</td><td style="text-align: center; vertical-align: top;">…</td></tr> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: top;">既設排水処理棟</td><td style="text-align: center; vertical-align: top;">既設排水処理棟</td><td style="text-align: left; vertical-align: top;"> <ul style="list-style-type: none"> ・耐震補強、開口部新設・補強、建築付帯設備の撤去、新設 </td><td style="text-align: center; vertical-align: top;">※2</td><td style="text-align: center; vertical-align: top;">…</td></tr> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: top;">既設排水処理棟</td><td style="text-align: center; vertical-align: top;">脱水機設備</td><td style="text-align: left; vertical-align: top;"> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の撤去・新設 </td><td style="text-align: center; vertical-align: top;">※3</td><td style="text-align: center; vertical-align: top;">…</td></tr> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: top;">既設排水処理棟</td><td style="text-align: center; vertical-align: top;">補器類、配管等</td><td style="text-align: left; vertical-align: top;"> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の撤去・新設 </td><td style="text-align: center; vertical-align: top;">…</td><td style="text-align: center; vertical-align: top;">…</td></tr> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: top;">既設排水処理棟</td><td style="text-align: center; vertical-align: top;">電気設備</td><td style="text-align: left; vertical-align: top;"> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の撤去、新設 </td><td style="text-align: center; vertical-align: top;">…</td><td style="text-align: center; vertical-align: top;">…</td></tr> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: top;">新設排水処理棟</td><td style="text-align: center; vertical-align: top;">新設排水処理棟</td><td style="text-align: left; vertical-align: top;"> <ul style="list-style-type: none"> ・建築物・建築付帯設備新設 </td><td style="text-align: center; vertical-align: top;">…</td><td style="text-align: center; vertical-align: top;">…</td></tr> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: top;">新設排水処理棟</td><td style="text-align: center; vertical-align: top;">脱水機設備</td><td style="text-align: left; vertical-align: top;"> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の新設 </td><td style="text-align: center; vertical-align: top;">※3</td><td style="text-align: center; vertical-align: top;">…</td></tr> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: top;">新設排水処理棟</td><td style="text-align: center; vertical-align: top;">補器類、配管等</td><td style="text-align: left; vertical-align: top;"> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の新設 </td><td style="text-align: center; vertical-align: top;">…</td><td style="text-align: center; vertical-align: top;">…</td></tr> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: top;">新設排水処理棟</td><td style="text-align: center; vertical-align: top;">電気設備</td><td style="text-align: left; vertical-align: top;"> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の新設 </td><td style="text-align: center; vertical-align: top;">…</td><td style="text-align: center; vertical-align: top;">…</td></tr> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: top;">新設排水処理棟</td><td style="text-align: center; vertical-align: top;">監視制御設備</td><td style="text-align: left; vertical-align: top;"> <ul style="list-style-type: none"> ・設備（監視制御、ITV 設備）の新設 </td><td style="text-align: center; vertical-align: top;">※4</td><td style="text-align: center; vertical-align: top;">…</td></tr> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: top;">…</td><td style="text-align: center; vertical-align: top;">…</td><td style="text-align: left; vertical-align: top;"> <ul style="list-style-type: none"> … </td><td style="text-align: center; vertical-align: top;">…</td><td style="text-align: center; vertical-align: top;">…</td></tr> </tbody> </table>					主な整備内容		備考	…	…	…	…	…	既設排水処理棟	既設排水処理棟	<ul style="list-style-type: none"> ・耐震補強、開口部新設・補強、建築付帯設備の撤去、新設 	※2	…	既設排水処理棟	脱水機設備	<ul style="list-style-type: none"> ・設備の撤去・新設 	※3	…	既設排水処理棟	補器類、配管等	<ul style="list-style-type: none"> ・設備の撤去・新設 	…	…	既設排水処理棟	電気設備	<ul style="list-style-type: none"> ・設備の撤去、新設 	…	…	新設排水処理棟	新設排水処理棟	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物・建築付帯設備新設 	…	…	新設排水処理棟	脱水機設備	<ul style="list-style-type: none"> ・設備の新設 	※3	…	新設排水処理棟	補器類、配管等	<ul style="list-style-type: none"> ・設備の新設 	…	…	新設排水処理棟	電気設備	<ul style="list-style-type: none"> ・設備の新設 	…	…	新設排水処理棟	監視制御設備	<ul style="list-style-type: none"> ・設備（監視制御、ITV 設備）の新設 	※4	…	…	…	<ul style="list-style-type: none"> … 	…	…	
		主な整備内容		備考																																																																																																																										
…	…	…	…	…																																																																																																																										
既設排水処理棟	既設排水処理棟	<ul style="list-style-type: none"> ・開口部新設・補強、建築付帯設備の撤去、新設 	※2	…																																																																																																																										
既設排水処理棟	脱水機設備	<ul style="list-style-type: none"> ・設備の新設・撤去 	※3	…																																																																																																																										
既設排水処理棟	補器類、配管等	<ul style="list-style-type: none"> ・設備の新設・撤去 	…	…																																																																																																																										
既設排水処理棟	電気設備	<ul style="list-style-type: none"> ・設備の撤去、新設 	…	…																																																																																																																										
新設排水処理棟	新設排水処理棟	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物・建築付帯設備新設 	…	…																																																																																																																										
新設排水処理棟	脱水機設備	<ul style="list-style-type: none"> ・設備の新設 	※3	…																																																																																																																										
新設排水処理棟	補器類、配管等	<ul style="list-style-type: none"> ・設備の新設 	…	…																																																																																																																										
新設排水処理棟	電気設備	<ul style="list-style-type: none"> ・設備の新設 	…	…																																																																																																																										
新設排水処理棟	監視制御設備	<ul style="list-style-type: none"> ・設備（監視制御、ITV 設備）の新設 	※5	…																																																																																																																										
…	…	<ul style="list-style-type: none"> … 	…	…																																																																																																																										
		主な整備内容		備考																																																																																																																										
…	…	…	…	…																																																																																																																										
既設排水処理棟	既設排水処理棟	<ul style="list-style-type: none"> ・耐震補強、開口部新設・補強、建築付帯設備の撤去、新設 	※2	…																																																																																																																										
既設排水処理棟	脱水機設備	<ul style="list-style-type: none"> ・設備の撤去・新設 	※3	…																																																																																																																										
既設排水処理棟	補器類、配管等	<ul style="list-style-type: none"> ・設備の撤去・新設 	…	…																																																																																																																										
既設排水処理棟	電気設備	<ul style="list-style-type: none"> ・設備の撤去、新設 	…	…																																																																																																																										
新設排水処理棟	新設排水処理棟	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物・建築付帯設備新設 	…	…																																																																																																																										
新設排水処理棟	脱水機設備	<ul style="list-style-type: none"> ・設備の新設 	※3	…																																																																																																																										
新設排水処理棟	補器類、配管等	<ul style="list-style-type: none"> ・設備の新設 	…	…																																																																																																																										
新設排水処理棟	電気設備	<ul style="list-style-type: none"> ・設備の新設 	…	…																																																																																																																										
新設排水処理棟	監視制御設備	<ul style="list-style-type: none"> ・設備（監視制御、ITV 設備）の新設 	※4	…																																																																																																																										
…	…	<ul style="list-style-type: none"> … 	…	…																																																																																																																										
(略)			(略)																																																																																																																											
<p>※2 新設排水処理棟と既設排水処理棟を管廊で接続する。ただし、維持管理性が確保できる場合、管廊の新設は必須としない。管廊で接続の場合、開口を設けて接続するが、開口を設けたことによる補強を行う（詳細は要求水準書に示す）。</p> <p>※3 脱水機設備は、新設排水処理棟と既設排水処理棟に設けることを基本とするが、設置場所についての事業者提案は可能とする。</p>			<p>※2 <u>維持管理上、必要な場合は</u>新設排水処理棟と既設排水処理棟を管廊で接続する。ただし、維持管理性が確保できる場合、管廊の新設は必須としない。管廊で接続の場合、開口を設けて接続するが、開口を設けたことによる補強を行う（詳細は要求水準書に示す）。</p> <p>※3 脱水機設備は、新設排水処理棟と既設排水処理棟に設けることを基本とするが、設置場所についての事業者提案は可能とする。</p>			(追記)																																																																																																																								
(略)			(略)			(追記)																																																																																																																								

修 正 前			修 正 後			備考欄																																																	
(3) 運転維持管理業務の対象施設 (略)			(3) 運転維持管理業務の対象施設 (略)			(変更) 及び (追加)																																																	
<p>表 1-5 運転維持管理業務 の対象施設</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象施設 ※1</th> <th>既設施設 ※2、※3 継続利用施設</th> <th>撤去対象施設</th> <th>新設施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>排水池※4</td> <td>○</td> <td></td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>排泥池</td> <td>○</td> <td></td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>濃縮槽</td> <td>○</td> <td></td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>旧排水処理棟</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>既設排水処理棟</td> <td>○</td> <td></td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>新設排水処理棟</td> <td></td> <td></td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>排水処理本館</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>放流水設備</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>排水槽</td> <td>○</td> <td></td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>緊急用ストックヤード ※5</td> <td></td> <td></td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>管廊</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>排水処理施設周辺の構内道路 ※6</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table>			対象施設 ※1	既設施設 ※2、※3 継続利用施設	撤去対象施設	新設施設	排水池※4	○		○	排泥池	○		○	濃縮槽	○		○	旧排水処理棟		○		既設排水処理棟	○		○	新設排水処理棟			○	排水処理本館		○		放流水設備		○		排水槽	○		○	緊急用ストックヤード ※5			○	管廊	○	○	○	排水処理施設周辺の構内道路 ※6	○	○	○	(変更)
対象施設 ※1	既設施設 ※2、※3 継続利用施設	撤去対象施設	新設施設																																																				
排水池※4	○		○																																																				
排泥池	○		○																																																				
濃縮槽	○		○																																																				
旧排水処理棟		○																																																					
既設排水処理棟	○		○																																																				
新設排水処理棟			○																																																				
排水処理本館		○																																																					
放流水設備		○																																																					
排水槽	○		○																																																				
緊急用ストックヤード ※5			○																																																				
管廊	○	○	○																																																				
排水処理施設周辺の構内道路 ※6	○	○	○																																																				
<p>(略)</p> <p>※6 排水処理施設周辺の構内道路については、運転維持管理期間中を通して業務範囲内の維持管理を行うこと。</p> <p>(略)</p>			<p>(略)</p> <p>※6 排水処理施設敷地内の構内道路については、運転維持管理期間中を通して業務範囲内の維持管理を行うこと。</p> <p>(略)</p>																																																				

修 正 前	修 正 後	備考欄
<p>第2 事業者の募集及び選定に関する事項</p> <p>1 事業者の募集及び選定方法</p> <p>(1) 事業者に求める役割</p> <p>(略)</p> <p>③ 本事業は長期間にわたることから、本事業を確実に実行する計画と、緊急時を踏まえた業務実施体制を構築とともに、本事業を取り巻く環境の変化や技術の進歩等に対しても、企業団との相互協力のもとで柔軟に対応していく必要がある。</p> <p>(略)</p>	<p>第2 事業者の募集及び選定に関する事項</p> <p>1 事業者の募集及び選定方法</p> <p>(1) 事業者に求める役割</p> <p>(略)</p> <p>③ 本事業は長期間にわたることから、本事業を確実に実行する計画と、緊急時を踏まえた業務実施体制を構築とともに、本事業を取り巻く環境の変化や技術の進歩等に対しても、企業団との相互協力のもとで柔軟に対応していく必要がある。</p> <p><u>企業団では浄水発生土の有効利用の取組みとして、創設当時から乾燥機を設置し、有価物として活用してきた。</u> <u>その後は、当該市場の再編により、浄水発生土は全量を産業廃棄物として処分しており、現在は、乾燥機を撤去し、脱水土として搬出した後、道路埋め戻し材等に二次利用している。</u> <u>また、現在、企業団では事業活動全体を通じて、省エネルギー化および脱炭素化を進めていることから、事業者には、これまでと現在の企業団の取組みを考慮した取組を求める。</u></p> <p>(略)</p>	(追加)

修 正 前	修 正 後	備考欄																																																																																																
<p>2 事業者の募集及び選定の手順</p> <p>(1) 事業者の募集及び選定スケジュール</p> <p>事業者の募集及び選定スケジュール（予定）は以下のとおりとする。なお、企業団の事情により下記予定を変更することがある。その場合は、ウェブサイト等で周知する。</p> <p>表 2-2 事業者の募集及び選定スケジュール（予定）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施事項</th><th>日 程</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実施方針（案）等の公表</td><td>令和7年3月21日</td></tr> <tr> <td>現場見学（Web開催）</td><td>令和7年3月21日 ～令和8年4月上旬</td></tr> <tr> <td>第1回資料閲覧（※希望者にCD等で貸与）</td><td>～令和7年4月18日</td></tr> <tr> <td>第1回質問・意見の受付（実施方針（案））</td><td>～令和7年4月18日</td></tr> <tr> <td>第1回質問・意見に対する回答の公表</td><td>令和7年5月中旬</td></tr> <tr> <td>要求水準書（案）の公表</td><td>令和7年5月中旬</td></tr> <tr> <td>第2回資料閲覧（※必要に応じて実施）</td><td>～令和7年5月30日</td></tr> <tr> <td>現地調査の実施</td><td>令和7年6月上旬 ～令和7年6月下旬</td></tr> <tr> <td>第2回質問・意見の受付（要求水準書（案））</td><td>～令和7年7月上旬</td></tr> <tr> <td>第2回質問・意見に対する回答の公表</td><td>令和7年8月中旬</td></tr> <tr> <td>入札公告、入札説明書等（入札説明書、実施方針、要求水準書、契約書（案）、落札者決定基準、様式集）の公表</td><td>令和7年10月上旬</td></tr> <tr> <td>現地調査の実施</td><td>令和7年10月中旬 ～令和7年10月下旬</td></tr> <tr> <td>第3回質問・意見の受付（入札説明書等）</td><td>～令和7年10月下旬</td></tr> <tr> <td>第3回質問・意見に対する回答の公表</td><td>令和7年11月中旬</td></tr> <tr> <td>入札参加資格確認申請書類の提出</td><td>令和7年12月上旬</td></tr> <tr> <td>入札参加資格確認通知の送付</td><td>令和7年12月下旬</td></tr> <tr> <td>第1回技術対話の実施</td><td>令和8年1月中旬</td></tr> <tr> <td>第2回技術対話の実施</td><td>令和8年2月下旬</td></tr> <tr> <td>入札（入札書及び提案書類の受付）</td><td>令和8年4月上旬</td></tr> <tr> <td>技術提案書等に関するプレゼンテーションの実施</td><td>令和8年5月中旬</td></tr> <tr> <td>落札者の決定及び選定結果の公表</td><td>令和8年6月中旬</td></tr> <tr> <td>基本契約締結</td><td>令和8年8月上旬</td></tr> <tr> <td>建設工事請負契約、運転維持管理業務委託契約の締結</td><td>令和8年9月下旬</td></tr> </tbody> </table> <p>（略）</p>	実施事項	日 程	実施方針（案）等の公表	令和7年3月21日	現場見学（Web開催）	令和7年3月21日 ～令和8年4月上旬	第1回資料閲覧（※希望者にCD等で貸与）	～令和7年4月18日	第1回質問・意見の受付（実施方針（案））	～令和7年4月18日	第1回質問・意見に対する回答の公表	令和7年5月中旬	要求水準書（案）の公表	令和7年5月中旬	第2回資料閲覧（※必要に応じて実施）	～令和7年5月30日	現地調査の実施	令和7年6月上旬 ～令和7年6月下旬	第2回質問・意見の受付（要求水準書（案））	～令和7年7月上旬	第2回質問・意見に対する回答の公表	令和7年8月中旬	入札公告、入札説明書等（入札説明書、実施方針、要求水準書、契約書（案）、落札者決定基準、様式集）の公表	令和7年10月上旬	現地調査の実施	令和7年10月中旬 ～令和7年10月下旬	第3回質問・意見の受付（入札説明書等）	～令和7年10月下旬	第3回質問・意見に対する回答の公表	令和7年11月中旬	入札参加資格確認申請書類の提出	令和7年12月上旬	入札参加資格確認通知の送付	令和7年12月下旬	第1回技術対話の実施	令和8年1月中旬	第2回技術対話の実施	令和8年2月下旬	入札（入札書及び提案書類の受付）	令和8年4月上旬	技術提案書等に関するプレゼンテーションの実施	令和8年5月中旬	落札者の決定及び選定結果の公表	令和8年6月中旬	基本契約締結	令和8年8月上旬	建設工事請負契約、運転維持管理業務委託契約の締結	令和8年9月下旬	<p>2 事業者の募集及び選定の手順</p> <p>(1) 事業者の募集及び選定スケジュール</p> <p>事業者の募集及び選定スケジュール（予定）は表 2-1 のとおりとする。なお、企業団の事情により下記予定を変更することがある。その場合は、ウェブサイト等で周知する。</p> <p>表 2-1 事業者の募集及び選定スケジュール（予定）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施事項</th><th>日 程</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実施方針（案）等の公表</td><td>令和7年3月21日</td></tr> <tr> <td>現場見学（Web開催）</td><td>令和7年3月21日 ～令和8年6月</td></tr> <tr> <td>第1回資料閲覧（※希望者にCD等で貸与）</td><td>～令和7年4月18日</td></tr> <tr> <td>第1回質問・意見の受付（実施方針（案））</td><td>～令和7年4月18日</td></tr> <tr> <td>第1回質問・意見に対する回答の公表</td><td>令和7年6月中旬</td></tr> <tr> <td>要求水準書（案）の公表</td><td>令和7年7月中旬</td></tr> <tr> <td>第2回資料閲覧（実施）</td><td>～令和7年8月6日</td></tr> <tr> <td>現地調査の実施</td><td>令和7年8月上旬 ～令和7年8月下旬</td></tr> <tr> <td>第2回質問・意見の受付（要求水準書（案））</td><td>～令和7年9月上旬</td></tr> <tr> <td>第2回質問・意見に対する回答の公表</td><td>令和7年10月下旬</td></tr> <tr> <td>入札公告、入札説明書等（入札説明書、実施方針、要求水準書、契約書（案）、落札者決定基準、様式集）の公表</td><td>令和7年12月</td></tr> <tr> <td>現地調査の実施</td><td>～令和8年1月</td></tr> <tr> <td>第3回質問・意見の受付（入札説明書等）</td><td>～令和8年1月</td></tr> <tr> <td>第3回質問・意見に対する回答の公表</td><td>令和8年2月</td></tr> <tr> <td>入札参加資格確認申請書類の提出</td><td>令和8年2月</td></tr> <tr> <td>入札参加資格確認通知の送付</td><td>令和8年3月</td></tr> <tr> <td>第1回技術対話の実施</td><td>令和8年3月</td></tr> <tr> <td>第2回技術対話の実施</td><td>令和8年4月</td></tr> <tr> <td>入札（入札書及び提案書類の受付）</td><td>令和8年6月</td></tr> <tr> <td>技術提案書等に関するプレゼンテーションの実施</td><td>令和8年7月</td></tr> <tr> <td>落札者の決定及び選定結果の公表</td><td>令和8年9月</td></tr> <tr> <td>基本契約締結</td><td>令和8年10月</td></tr> <tr> <td>建設工事請負契約、運転維持管理業務委託契約の締結</td><td>令和8年11月</td></tr> </tbody> </table> <p>（略）</p>	実施事項	日 程	実施方針（案）等の公表	令和7年3月21日	現場見学（Web開催）	令和7年3月21日 ～令和8年6月	第1回資料閲覧（※希望者にCD等で貸与）	～令和7年4月18日	第1回質問・意見の受付（実施方針（案））	～令和7年4月18日	第1回質問・意見に対する回答の公表	令和7年6月中旬	要求水準書（案）の公表	令和7年7月中旬	第2回資料閲覧（実施）	～令和7年8月6日	現地調査の実施	令和7年8月上旬 ～令和7年8月下旬	第2回質問・意見の受付（要求水準書（案））	～令和7年9月上旬	第2回質問・意見に対する回答の公表	令和7年10月下旬	入札公告、入札説明書等（入札説明書、実施方針、要求水準書、契約書（案）、落札者決定基準、様式集）の公表	令和7年12月	現地調査の実施	～令和8年1月	第3回質問・意見の受付（入札説明書等）	～令和8年1月	第3回質問・意見に対する回答の公表	令和8年2月	入札参加資格確認申請書類の提出	令和8年2月	入札参加資格確認通知の送付	令和8年3月	第1回技術対話の実施	令和8年3月	第2回技術対話の実施	令和8年4月	入札（入札書及び提案書類の受付）	令和8年6月	技術提案書等に関するプレゼンテーションの実施	令和8年7月	落札者の決定及び選定結果の公表	令和8年9月	基本契約締結	令和8年10月	建設工事請負契約、運転維持管理業務委託契約の締結	令和8年11月	<p>（変更）</p> <p>（変更）</p>
実施事項	日 程																																																																																																	
実施方針（案）等の公表	令和7年3月21日																																																																																																	
現場見学（Web開催）	令和7年3月21日 ～令和8年4月上旬																																																																																																	
第1回資料閲覧（※希望者にCD等で貸与）	～令和7年4月18日																																																																																																	
第1回質問・意見の受付（実施方針（案））	～令和7年4月18日																																																																																																	
第1回質問・意見に対する回答の公表	令和7年5月中旬																																																																																																	
要求水準書（案）の公表	令和7年5月中旬																																																																																																	
第2回資料閲覧（※必要に応じて実施）	～令和7年5月30日																																																																																																	
現地調査の実施	令和7年6月上旬 ～令和7年6月下旬																																																																																																	
第2回質問・意見の受付（要求水準書（案））	～令和7年7月上旬																																																																																																	
第2回質問・意見に対する回答の公表	令和7年8月中旬																																																																																																	
入札公告、入札説明書等（入札説明書、実施方針、要求水準書、契約書（案）、落札者決定基準、様式集）の公表	令和7年10月上旬																																																																																																	
現地調査の実施	令和7年10月中旬 ～令和7年10月下旬																																																																																																	
第3回質問・意見の受付（入札説明書等）	～令和7年10月下旬																																																																																																	
第3回質問・意見に対する回答の公表	令和7年11月中旬																																																																																																	
入札参加資格確認申請書類の提出	令和7年12月上旬																																																																																																	
入札参加資格確認通知の送付	令和7年12月下旬																																																																																																	
第1回技術対話の実施	令和8年1月中旬																																																																																																	
第2回技術対話の実施	令和8年2月下旬																																																																																																	
入札（入札書及び提案書類の受付）	令和8年4月上旬																																																																																																	
技術提案書等に関するプレゼンテーションの実施	令和8年5月中旬																																																																																																	
落札者の決定及び選定結果の公表	令和8年6月中旬																																																																																																	
基本契約締結	令和8年8月上旬																																																																																																	
建設工事請負契約、運転維持管理業務委託契約の締結	令和8年9月下旬																																																																																																	
実施事項	日 程																																																																																																	
実施方針（案）等の公表	令和7年3月21日																																																																																																	
現場見学（Web開催）	令和7年3月21日 ～令和8年6月																																																																																																	
第1回資料閲覧（※希望者にCD等で貸与）	～令和7年4月18日																																																																																																	
第1回質問・意見の受付（実施方針（案））	～令和7年4月18日																																																																																																	
第1回質問・意見に対する回答の公表	令和7年6月中旬																																																																																																	
要求水準書（案）の公表	令和7年7月中旬																																																																																																	
第2回資料閲覧（実施）	～令和7年8月6日																																																																																																	
現地調査の実施	令和7年8月上旬 ～令和7年8月下旬																																																																																																	
第2回質問・意見の受付（要求水準書（案））	～令和7年9月上旬																																																																																																	
第2回質問・意見に対する回答の公表	令和7年10月下旬																																																																																																	
入札公告、入札説明書等（入札説明書、実施方針、要求水準書、契約書（案）、落札者決定基準、様式集）の公表	令和7年12月																																																																																																	
現地調査の実施	～令和8年1月																																																																																																	
第3回質問・意見の受付（入札説明書等）	～令和8年1月																																																																																																	
第3回質問・意見に対する回答の公表	令和8年2月																																																																																																	
入札参加資格確認申請書類の提出	令和8年2月																																																																																																	
入札参加資格確認通知の送付	令和8年3月																																																																																																	
第1回技術対話の実施	令和8年3月																																																																																																	
第2回技術対話の実施	令和8年4月																																																																																																	
入札（入札書及び提案書類の受付）	令和8年6月																																																																																																	
技術提案書等に関するプレゼンテーションの実施	令和8年7月																																																																																																	
落札者の決定及び選定結果の公表	令和8年9月																																																																																																	
基本契約締結	令和8年10月																																																																																																	
建設工事請負契約、運転維持管理業務委託契約の締結	令和8年11月																																																																																																	

修 正 前	修 正 後	備考欄
<p>(2) 応募手続き等 イ 資料閲覧</p> <p>本事業の実施方針（案）等の公表後に行う資料閲覧は、次のとおり実施する。</p> <p>資料閲覧及びデータ借受を希望する者は、資料閲覧・データ借受申込書（様式 2）を電子メールにより提出すること。</p> <p>また、資料閲覧にあたり、守秘義務等の遵守に関する誓約書（様式 1）を電子メールにより提出すること。ただし、上記アで守秘義務等の遵守に関する誓約書（様式 1）を提出済みの場合、提出は不要とする。</p> <p>なお、電子メール送信後、確認の電話を申込期限内に送信者の責任において行うこと。</p>	<p>(2) 応募手続き等 イ 資料閲覧</p> <p>本事業の実施方針（案）等の公表後に行う資料閲覧は、次のとおり実施する。</p> <p>資料閲覧及びデータ借受を希望する者は、資料閲覧・データ借受申込書（様式 2）を電子メールにより提出すること。</p> <p>また、資料閲覧にあたり、守秘義務等の遵守に関する誓約書（様式 1）を電子メールにより提出すること。ただし、上記ア<u>もしくは第1回資料閲覧</u>で守秘義務等の遵守に関する誓約書（様式 1）を提出済みの場合、提出は不要とする。</p> <p>なお、電子メール<u>受信後、3業務日以内に企業団より受付完了メールを送信する。</u></p>	(変更)
<p>(ア) 閲覧期間 令和7年3月28日から令和7年4月18日まで</p> <p>（略）</p>	<p>(ア) 閲覧期間 令和7年3月28日から令和7年4月18日まで <u>（第1回実施済）</u></p> <p><u>令和7年7月30日から令和7年8月6日まで</u></p> <p>（略）</p>	(追記)
<p>(オ) 申込期間 令和7年3月21日から令和7年3月28日まで</p> <p>（略）</p>	<p>(オ) 申込期間 令和7年3月21日から令和7年3月28日まで <u>（第1回実施済）</u></p> <p><u>令和7年7月18日から令和7年7月25日まで</u></p> <p>（略）</p>	(追記)
<p>ウ 第1回質問・意見の受付（実施方針（案））</p> <p>（略）</p>	<p>ウ 第1回質問・意見の受付（実施方針（案））<u>（実施済）</u></p> <p>（略）</p>	(追記)

修 正 前	修 正 後	備考欄
<p>エ 第1回質問・意見に対する回答の公表</p> <p>質問に対する回答は、令和7年5月中旬までに提出者を伏せ、ウェブサイトで公表する。なお、本事業に対する意見については、非公表とするとともに意見者への回答も行わない。</p> <p>オ 汚泥及び脱水ケーキの提供</p> <p>本事業の技術提案の検討のため、汚泥及び脱水ケーキの提供を実施する。</p> <p>提供希望者は、汚泥及び脱水ケーキ提供申請書（様式4）を電子メールにより提出すること。</p> <p><u>なお、電子メール送信後、確認の電話を申込期限内に送信者の責任において行うこと。</u></p> <p>(ア) 申込期間 令和7年3月21日から令和8年3月31日まで</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(イ) 注意事項</p> <p>a 提供時期は以下の2回とし、詳細の日程は採取希望者と調整の上、決定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和7年6月（現地調査時） ・令和7年12月 <p>b 採泥容器等は事業者が持参とし、現地での提供に限るものとする。</p>	<p>エ 第1回質問・意見に対する回答の公表 <u>(実施済)</u></p> <p>質問に対する回答は、令和7年<u>6</u>月中旬までに提出者を伏せ、ウェブサイトで公表する。</p> <p>なお、本事業に対する意見については、非公表とするとともに意見者への回答も行わない。</p> <p>オ 汚泥及び脱水ケーキの提供</p> <p>本事業の技術提案の検討のため、汚泥及び脱水ケーキの提供を実施する。</p> <p>提供希望者は、汚泥及び脱水ケーキ提供申請書（様式4）を電子メールにより提出すること。</p> <p>(ア) 申込期間 令和7年3月21日から<u>令和7年12月19日</u>まで</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(イ) 注意事項</p> <p>a 提供時期は以下の<u>3回とする</u>。</p> <p><u>詳細の日程は、企業団と採取希望者が調整し、決定する。</u></p> <p><u>なお、日程の候補日は、企業団からのメールにより提示する。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和7年6月 <u>(実施済)</u> ・令和7年<u>8月</u>（現地調査時） ・令和8年1月（現地調査時） <p>b 採泥容器等は事業者が持参とし、現地での提供に限るものとする。</p>	<p>(追記) (変更)</p> <p>(削除)</p> <p>(変更)</p> <p>(変更)</p> <p>(追記) (変更) (追加)</p>

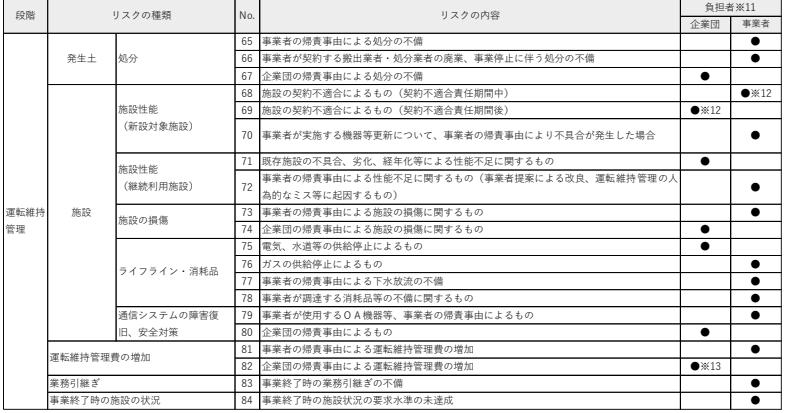
修 正 前	修 正 後	備考欄																																				
<p><u>c 提供の申し込みは HP 上で公表する。</u></p> <p>(略)</p> <p>第3 入札参加者の備えるべき参加資格要件 3 各業務における参加資格要件 (1) 工事を実施する企業の要件</p> <p>(略)</p> <p>表 3-1 本事業における業種ごとの経審点</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>代表企業</th><th>機械企業 (代表企業以外)</th><th>電気企業</th><th>建築企業</th><th>水道施設企業</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特定建設業許可 (業種) 経審点</td><td>機械器具設置工事業 1,200 水道施設工事業 1,200</td><td>機械器具設置工事業 1,000 水道施設工事業 1,000</td><td>電気工事業 —</td><td>建築工事業 —</td><td>水道施設工事業 —</td></tr> <tr> <td>有資格者名簿</td><td>機械器具設置工事 ○ 水道施設工事 ○</td><td>機械器具設置工事 ○ 水道施設工事 ○</td><td>電気工事 ○</td><td>建築一式 ○</td><td>水道施設 ○</td></tr> </tbody> </table>	項目	代表企業	機械企業 (代表企業以外)	電気企業	建築企業	水道施設企業	特定建設業許可 (業種) 経審点	機械器具設置工事業 1,200 水道施設工事業 1,200	機械器具設置工事業 1,000 水道施設工事業 1,000	電気工事業 —	建築工事業 —	水道施設工事業 —	有資格者名簿	機械器具設置工事 ○ 水道施設工事 ○	機械器具設置工事 ○ 水道施設工事 ○	電気工事 ○	建築一式 ○	水道施設 ○	<p><u>力 現地調査</u> <u>本事業の現地調査の詳細については、ウェブサイトで公表する。</u></p> <p>(略)</p> <p>第3 入札参加者の備えるべき参加資格要件 3 各業務における参加資格要件 (1) 工事を実施する企業の要件</p> <p>(略)</p> <p>表 3-1 本事業における業種ごとの経審点</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>代表企業</th><th>機械企業 (代表企業以外)</th><th>電気企業</th><th>建築企業</th><th>水道施設企業</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特定建設業許可 (業種) 経審点</td><td>機械器具設置工事業 <u>1,100</u> 水道施設工事業 <u>1,100</u></td><td>機械器具設置工事業 1,000 水道施設工事業 1,000</td><td>電気工事業 —</td><td>建築工事業 —</td><td>水道施設工事業 —</td></tr> <tr> <td>有資格者名簿 <u>(工事)</u></td><td>機械器具設置工事 ○ 水道施設工事 ○</td><td>機械器具設置工事 ○ 水道施設工事 ○</td><td>電気工事 ○</td><td>建築一式 ○</td><td>水道施設 ○</td></tr> </tbody> </table>	項目	代表企業	機械企業 (代表企業以外)	電気企業	建築企業	水道施設企業	特定建設業許可 (業種) 経審点	機械器具設置工事業 <u>1,100</u> 水道施設工事業 <u>1,100</u>	機械器具設置工事業 1,000 水道施設工事業 1,000	電気工事業 —	建築工事業 —	水道施設工事業 —	有資格者名簿 <u>(工事)</u>	機械器具設置工事 ○ 水道施設工事 ○	機械器具設置工事 ○ 水道施設工事 ○	電気工事 ○	建築一式 ○	水道施設 ○	(削除) (追加) (変更)
項目	代表企業	機械企業 (代表企業以外)	電気企業	建築企業	水道施設企業																																	
特定建設業許可 (業種) 経審点	機械器具設置工事業 1,200 水道施設工事業 1,200	機械器具設置工事業 1,000 水道施設工事業 1,000	電気工事業 —	建築工事業 —	水道施設工事業 —																																	
有資格者名簿	機械器具設置工事 ○ 水道施設工事 ○	機械器具設置工事 ○ 水道施設工事 ○	電気工事 ○	建築一式 ○	水道施設 ○																																	
項目	代表企業	機械企業 (代表企業以外)	電気企業	建築企業	水道施設企業																																	
特定建設業許可 (業種) 経審点	機械器具設置工事業 <u>1,100</u> 水道施設工事業 <u>1,100</u>	機械器具設置工事業 1,000 水道施設工事業 1,000	電気工事業 —	建築工事業 —	水道施設工事業 —																																	
有資格者名簿 <u>(工事)</u>	機械器具設置工事 ○ 水道施設工事 ○	機械器具設置工事 ○ 水道施設工事 ○	電気工事 ○	建築一式 ○	水道施設 ○																																	

修 正 前	修 正 後	備考欄
<p>ク 建設JVの代表企業もしくは単独企業は、公告日（令和7年10月予定）までの間に完成した、浄水場における機械脱水機設備を含む排水処理施設に係る更新・新設工事の元請としての施工実績を有すること。なお、当該施工実績が共同企業体の構成員としての施工実績の場合は、代表構成員の実績に限る。</p>	<p>ク 建設JVの代表企業もしくは単独企業は、公告日（令和7年<u>12月</u>予定）までの間に完成した、浄水場における機械脱水機設備を含む排水処理施設に係る更新・新設工事の元請としての施工実績を有すること。なお、当該施工実績が共同企業体の構成員としての施工実績の場合は、代表構成員の実績に限る。</p>	(変更)
<p>ケ 機械企業は、公告日（令和7年10月予定）までの間に完成した、浄水場における機械脱水機設備を含む排水処理施設に係る更新・新設工事の元請としての施工実績を有すること。なお、当該施工実績が共同企業体の構成員としての施工実績の場合は、構成員として担当したものに限る。</p>	<p>ケ 機械企業は、公告日（令和7年<u>12月</u>予定）までの間に完成した、浄水場における機械脱水機設備を含む排水処理施設に係る更新・新設工事の元請としての施工実績を有すること。なお、当該施工実績が共同企業体の構成員としての施工実績の場合は、構成員として担当したものに限る。</p>	(変更)
<p>コ 電気企業は、公告日（令和7年10月予定）までの間に完成した、高圧受配電設備を含む更新・新設工事の元請としての施工実績を有すること。なお、当該施工実績が共同企業体の構成員としての施工実績の場合は、構成員として担当したものに限る。</p>	<p>コ 電気企業は、公告日（令和7年<u>12月</u>予定）までの間に完成した、高圧受配電設備を含む更新・新設工事の元請としての施工実績を有すること。 なお、当該施工実績が共同企業体の構成員としての施工実績の場合は、構成員として担当したものに限る。</p>	(変更)
<p>サ 建設JVは、本事業の業種に係る監理技術者資格者証を有する者又はこれと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者（以下「監理技術者等」という。）を施工現場に専任（※2）で配置できること。なお、建設JVを構成する企業ごとに監理技術者等を配置すること。また、建設JVを構成する1企業の担当する業種が複数ある場合は、業種ごとに監理技術者等を配置すること。ただし、同一の業種において、他の企業が監理技術者等を配置している場合、担当する業種に係る下請金額に応じて、監理技術者等の代わりに国家資格を有する主任技術者を配置することも可とする。</p>	<p>サ 建設JVは、本事業の業種に係る監理技術者資格者証を有する者又はこれと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者（以下「監理技術者等」という。）を施工現場に専任（※1）で配置できること。 なお、建設JVを構成する企業ごとに監理技術者等を配置すること。 また、建設JVを構成する1企業の担当する業種が複数ある場合は、業種ごとに監理技術者等を配置すること。ただし、同一の業種において、他の企業が監理技術者等を配置している場合、担当する業種に係る下請金額に応じて、監理技術者等の代わりに国家資格を有する主任技術者を配置することも可とする。</p>	(変更)

修 正 前	修 正 後	備考欄																			
<p>※2 建設業法第 26 条（監理技術者の専任緩和）の適用を可とする。</p> <p>（略）</p> <p>ス 建設 JV の代表企業もしくは単独企業は、設計・建設の事業期間を通じて本事業に専任し、設計及び工事業務全体を総合的に調整・管理する統括責任者を配置できること。統括責任者は、統括等の業務経験を有する者とする。</p> <p>（略）</p> <p>（2）設計業務を実施する企業の要件</p> <p>ア 設計企業は、基本契約の締結後に結成される建設 JV を構成する企業として参加する。</p>	<p>※1 建設業法第 26 条（監理技術者の専任緩和）の適用を可とする。</p> <p>（略）</p> <p>ス 建設 JV の代表企業もしくは単独企業は、設計・建設の事業期間を通じて本事業に選任し、設計及び工事業務全体を総合的に調整・管理する統括責任者を配置できること。統括責任者は、統括等の業務経験を有する者とする。</p> <p>（略）</p> <p>（2）設計業務を実施する企業の要件</p> <p>ア 設計企業は、基本契約の締結後に結成される建設 JV を構成する企業として参加する。<u>表 3-2 に示すとおり、設計企業は有資格者名簿において、登録が認められている者とする。</u></p>	<p>(変更)</p> <p>(変更)</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p>																			
	<p style="text-align: center;"><u>表 3-2 設計業務を実施する企業に必要な要件</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th colspan="4">業種</th> </tr> <tr> <th>機械</th> <th>電気</th> <th>建築</th> <th>水道施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>有資格者名簿</u> <u>(ヨンサル) ※1</u></td> <td><u>上水道</u> 及び <u>工業用水道</u> ○</td> <td><u>上水道</u> 及び <u>工業用水道</u> ○</td> <td><u>設備設計</u> または <u>建築設計</u> ○</td> <td><u>上水道</u> 及び <u>工業用水道</u> ○</td> </tr> <tr> <td><u>一級建築士事務所登録及び一級建築士配置</u></td> <td>二</td> <td>二</td> <td>○</td> <td>二</td> </tr> </tbody> </table>	項目	業種				機械	電気	建築	水道施設	<u>有資格者名簿</u> <u>(ヨンサル) ※1</u>	<u>上水道</u> 及び <u>工業用水道</u> ○	<u>上水道</u> 及び <u>工業用水道</u> ○	<u>設備設計</u> または <u>建築設計</u> ○	<u>上水道</u> 及び <u>工業用水道</u> ○	<u>一級建築士事務所登録及び一級建築士配置</u>	二	二	○	二	
項目	業種																				
	機械	電気	建築	水道施設																	
<u>有資格者名簿</u> <u>(ヨンサル) ※1</u>	<u>上水道</u> 及び <u>工業用水道</u> ○	<u>上水道</u> 及び <u>工業用水道</u> ○	<u>設備設計</u> または <u>建築設計</u> ○	<u>上水道</u> 及び <u>工業用水道</u> ○																	
<u>一級建築士事務所登録及び一級建築士配置</u>	二	二	○	二																	

修 正 前	修 正 後	備考欄
<p>イ 建築設計を行う企業は、建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所の登録をしていること。また、管理技術者又は担当技術者として、一級建築士を配置 できること（※1、※2）。なお、工事監理業務に求める要件も同様とする。</p> <p>※1 事業者提案により本事業で設計・建設する建築物が一定規模（階数 3 以上かつ床面積の合計 5,000 m²）を超える場合は、設備設計一級建築士自ら設備設計を行うか、若しくは設備関係規程への適合性の確認を受けるものとする。</p> <p>※2 事業者提案により本事業で設計・建設する建築物が建築基準法第 20 条第 1 項 2 号で定められる建築物に該当する場合は、構造設計一級建築士自ら設計を行うか、若しくは法適合の確認を行うものとする。</p>	<p>※1 工事を実施する企業が自ら担当する工事（業種）の設計までを行う場合は、その業種の設計業務に係る有資格者名簿の登録は間わないものとする。</p> <p>イ 建築設計を行う企業は、建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所の登録をしていること。また、管理技術者又は担当技術者として、一級建築士を配置 できること（※2、※3）。</p> <p>なお、工事監理業務に求める要件も同様とする。</p> <p>※2 事業者提案により本事業で設計・建設する建築物が一定規模（階数 3 以上かつ床面積の合計 5,000 m²）を超える場合は、設備設計一級建築士自ら設備設計を行うか、若しくは設備関係規程への適合性の確認を受けるものとする。</p> <p>※3 事業者提案により本事業で設計・建設する建築物が建築基準法第 20 条第 1 項 2 号で定められる建築物に該当する場合は、構造設計一級建築士自ら設計を行うか、若しくは法適合の確認を行うものとする。</p>	(追加)
		(変更)
		(変更)

修 正 前	修 正 後	備考欄
(3) 運転維持管理業務を実施する企業の要件 (略) イ 運転維持管理JVの代表企業は、有資格者名簿において、「汚水処理施設等保守管理の委託」に登録を認められている者であり、公告日（令和7年10月予定）までの過去15年以内に完了した、浄水場における機械脱水機設備を含む排水処理施設に係る運転管理業務を元請として、3年以上継続して行った履行実績を有するものとする。なお、当該履行実績が共同企業体の構成員としての履行実績の場合は、構成員として担当したものに限る。 (略)	(3) 運転維持管理業務を実施する企業の要件 (略) イ 運転維持管理JVの代表企業は、有資格者名簿 <u>（一般委託）</u> において、「汚水処理施設等保守管理の委託」に登録を認められている者であり、公告日（令和7年 <u>12月</u> 予定）までの過去15年以内に完了した、浄水場における機械脱水機設備を含む排水処理施設に係る運転管理業務を元請として、3年以上継続して行った履行実績を有するものとする。なお、当該履行実績が共同企業体の構成員としての履行実績の場合は、構成員として担当したものに限る。 (略)	(追記) (変更)
第12 その他 5 本事業の実施方針に関する問い合わせ先 (略) なお、本書の内容については、応募手続に示す「第1回質問・意見の受付（実施方針（案））」時のみ受け付ける。 別紙1 事業対象範囲（主な整備範囲 3/3） (名称) 排水処理 <u>管理</u> 本館	第12 その他 5 本事業の実施方針に関する問い合わせ先 (略) なお、本書の内容については、応募手續に示す「第1回質問・意見の受付（実施方針（案））」時のみ受け付ける <u>（実施済）</u> 。 別紙1 事業対象範囲（主な整備範囲 3/3） (名称) 排水処理本館	(追記) (変更)

修 正 前				修 正 後				備考欄
別紙2 事業対象範囲（運転維持管理 1/2） (範囲)				別紙2 事業対象範囲（運転維持管理 1/2） (範囲) 独身寮跡地、管理公舎跡地、横浜市水道局相模原沈でん池内流量計室周辺を追加				(追加)
別紙8 リスク分担表（3/3） 				別紙8 リスク分担表（3/3） 				(追加)
(略)				(略)				

※スペース、改行などの修正については記載を省略とする。